

議案第 73 号

伊賀市手数料条例の一部改正について

伊賀市手数料条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 6 年 6 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 115 号）の一部を次のように改正する。

別表第 9 中 23 の項を 24 の項とし、同表の 22 の項の次に次の 1 項を加える。

23	地番図のデータ（市全域（一部を除く。））の交付手数料	1 件につき	20 万円
----	----------------------------	--------	-------

別表第 9 備考第 3 号中「土地」を「公租公課に関する証明及び公簿、公文書、図面の閲覧照合は、土地にあつて」に、「6 筆以上 1 筆」を「5 筆を超える場合は、1 筆」に改める。

別表第 9 備考第 4 号中「建物」を「公租公課に関する証明は、建物にあつて」に、「4 棟以上 1 棟」を「3 棟を超える場合は、1 棟」に改める。

別表第 9 備考第 5 号ただし書を削り、同号の次に次のように加える。

- (6) 地番図又は航空写真付き地番図は、市が交付する用紙 1 枚をもって 1 件とする。
- (7) 地番図のデータは、年度ごとに作成したものをもって 1 件とし、市長が用意する電磁的記録媒体に複写（市長が指定するデータ形式による。）をして交付する。この場合において、閲覧照合手数料は、徴収しない。

別表第 10 中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。